



| | |
|----------------|--|
| 所在地 | 若葉区古泉町地内 |
| フィールド範囲 | 上図の赤枠内 |
| 面積 | 約2,500平方メートル |
| フィールド特性 | 農業用ドローンの検証が可能 |
| 飛行高度制限 | 地表から30メートルまで（右図） |
| 車両駐車場所 | 上図および裏面（P3、P4） |
| 消防ヘリコプターの緊急着陸場 | 隣接のグラウンドが緊急着陸場に指定されていますので、注意が必要です。（「注意事項」参照） |
| その他 | ・実際に農業を散布することはできません。水で代用することになります。 |

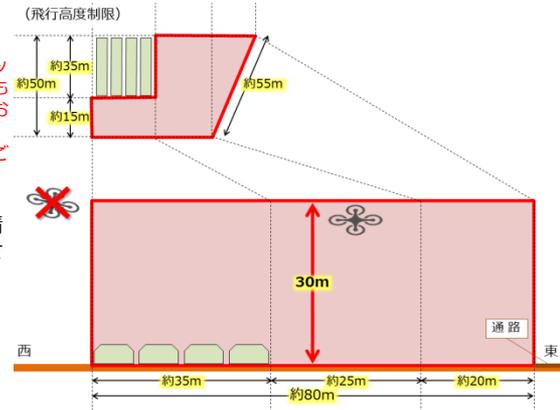
○ 利用当日のルール

- ・利用当日は、農政センター管理事務所に立ち寄り、利用開始および終了の旨を伝えてください。
- ・フィールドの利用時間は、平日の午前9時00分から午後5時00分までです。
※フィールドの利用は1日単位、ドローンの飛行は日没まで、利用時間には準備片付けの時間も含まれます。
- ・利用開始および終了時には、国家戦略特区推進課へ電話連絡してください。あわせて、「Air Map」において、開始時に利用状況が表示されていることを確認し、利用終了時には、非表示の手続きを行ってください。

- ・操縦者および利用できる機体は、「事前登録」で登録済みの方および機体のみとしています。
※未登録の操縦者および機体での飛行が生じる場合、利用する前に事前登録の変更を申し出、変更登録の完了後に利用可能となりますので、注意してください。
- ・飛行可能区域および飛行高度は、周辺の安全に配慮して設定していますので、規程範囲を守って飛行させてください。
- ・近接して「別の圃場」および「通路」があることから、第三者が通行することもあります。安全な距離を保った飛行、飛行中止も考慮したうえで、安全な利用を心がけてください。
- ・飛行の際には安全確保のための補助者を配置してください。
* 飛行経路全体が見える位置、飛行可能区域とドローンの位置関係が分かる位置、第三者が立入る恐れがある位置
- ・補助者はドローンの飛行状況や周囲の気象変化等を常に監視し、安全を確保するための必要な情報を操縦者に指示伝達等を行ってください。
* フィールドの飛行ルールを逸脱する恐れのある場合、飛行経路の周辺に第三者の接近を確認した場合、異常を確認した場合など
- ・フィールドの利用承諾を受けていることがわかるもの（「利用申込」後の利用承諾通知）を常時携帯してください。
- ・利用者および関係者以外の第三者に利用させないでください。
- ・航空法等の関係法令に違反する行為を行わないでください。
- ・フィールド利用中に消防ヘリコプター等の接近または市職員等からの指示があった場合には、すみやかに飛行を中止してください。
- ・その他「千葉市ドローンフィールド利用要綱」を遵守し、安全管理を十分に行ってご利用ください。
- ・利用終了後は、「ちば電子申請システム」からアンケートにご協力ください。

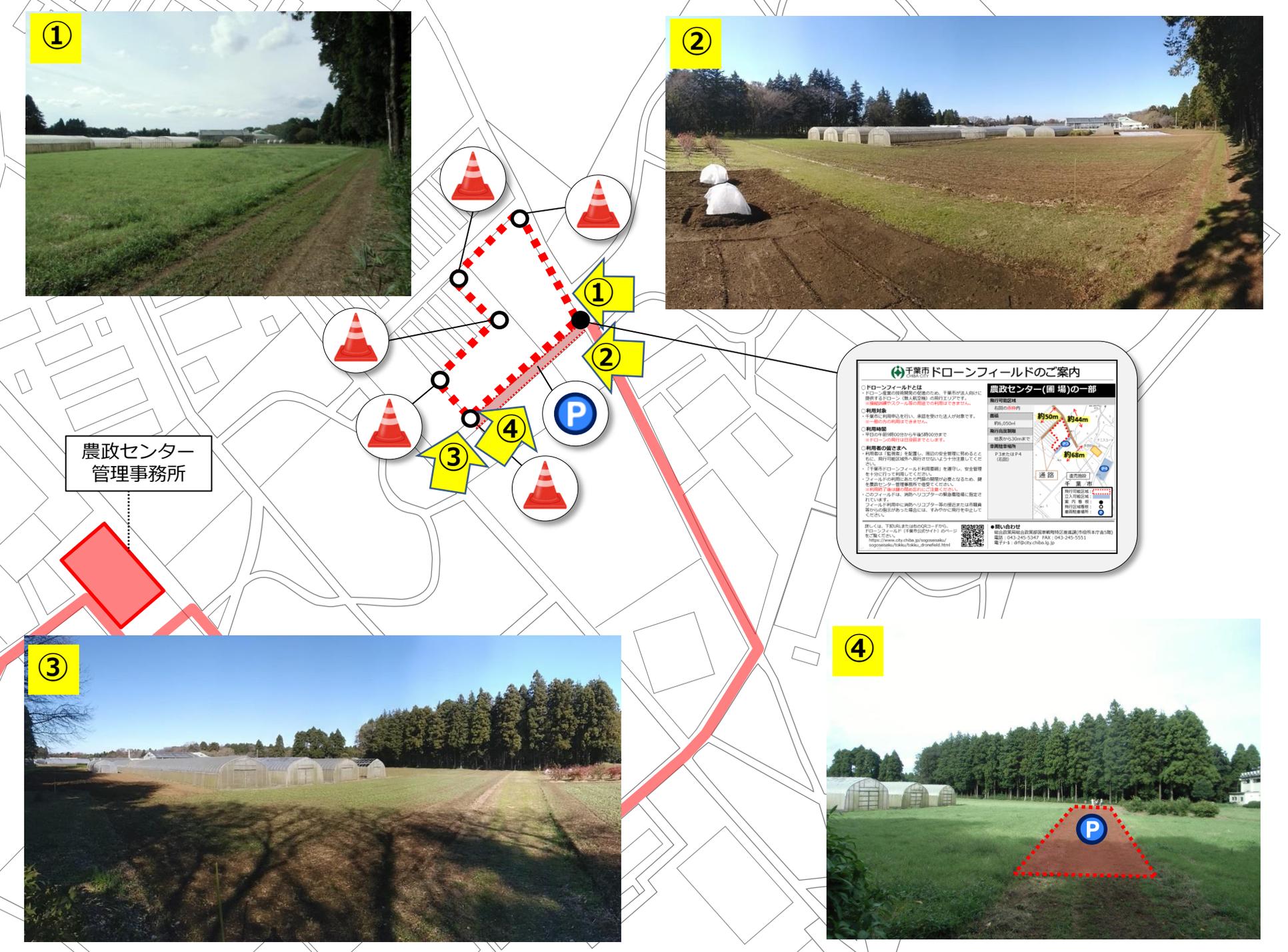
○ 注意事項

- ・撮影により、第三者のプライバシーを侵害するおそれがないようにしてください。
- ・第三者や関係者または物件などに損害等を与えた場合、すみやかに国家戦略特区推進課または、農政センター管理事務所に連絡してください。
- ・火器類の使用は禁止です。
- ・フィールド内はすべて禁煙とします。
- ・火災にはご注意ください。
※ドローンの落下の衝撃により、機体のバッテリーから出火し、火災が発生することも想定されます。特に冬場は下草が枯れており、空気も乾燥する時期であることから、火災が発生しやすい状態となるため十分ご注意ください。
- ・物品販売等の営利行為は禁止です。
- ・利用後はすみやかに原状回復および清掃をし、ごみ等を放置しないでください。



● 問い合わせ

総合政策局総合政策部国家戦略特区推進課(市役所本庁舎5階)
 電話：043-245-5347 FAX：043-245-5551 電子メール：drf@city.chiba.lg.jp



農政センター
管理事務所

千葉市ドローンフィールドのご案内

○ドローンフィールドとは
ドローンによる農産物のモニタリング等のため、千葉県民が自由に飛行できるドローン（無人航空機）の飛行エリアです。
※一般のドローン（消費用ドローン）の飛行はできません。

●利用対象
千葉県に住所を有し、承認を受けた法人が対象です。
※一般のドローン（消費用ドローン）は利用できません。

●利用時間
千葉県民の申請が完了した年度はいつでも利用できます。
ドローン飛行は予約制です。

●利用者の皆さまへ
ドローン飛行は、安全確保、農産物のモニタリング等のため、飛行区域に制限を設けています。飛行区域外への飛行はできません。飛行区域外への飛行はできません。飛行区域外への飛行はできません。

●問い合わせ先
農政センター
総合政策課 農産物生産課 農産物生産課 農産物生産課
電話：043-245-2347 FAX：043-245-2001
電子メール：chiba-city_dronefield.jp

農政センター(圃場)の一部

飛行区域の範囲
右図の範囲内

面積
約2,000㎡

飛行高さ制限
地表から30m未満

飛行区域の形状
約50m x 約44m x 約68m

通行
千葉市

飛行区域の形状
約50m x 約44m x 約68m

通行
千葉市

飛行区域の形状
約50m x 約44m x 約68m

通行
千葉市

